

別表

補助対象経費 (※1)	算定基準 (1円未満端数切捨て)
賃借料 共益費 (管理費) インターネット回線使用料 プロバイダ料金 上記のほか特に必要とするもので 知事が認めたもの	1戸あたり月額から居住者負担額を引いた額の1/2 (1万5千円を上限) ※ 1戸に複数で入居する場合は、補助対象経費の合計額を入居人数で除した額 (1円未満端数切捨て) から入居者ごとの居住者負担額を引いた額の1/2 (1万5千円を上限) を入居者1人あたりの算定基準とする。 ※ 補助対象期間は、補助対象者に雇用されている期間又は住民票により外国人介護人材の居住が確認できる期間のいずれか短い方とし、かつ、雇用開始から1年を経過する日までとする。

※1 自法人所有の住居に外国人介護人材を入居させる場合は、賃借料及び共益費は補助対象としない。算定基準額の計算において、居住した日数が1か月に満たない月がある場合は、当額月の居住した日数で日割り計算する。また、敷金、礼金、更新料は補助対象外とする。